

新型コロナ対策本部 第一回会議開催

緊急対応と長期方針両面で

全労連は14日、コロナ対策本部第一回会議を開催し、当面の取り組みを確認しました。

会議の冒頭、小田川義和本部長（全労連議長）は、新型コロナウイルス感染の問題は、「感染拡大防止と雇用・経済の両面から年単位の長期にわたることを覚悟して取り組みをすすめる必要がある。直面する対応と長期方針をもち、文字通りいのちと雇用とくらしを守るため、全労連としての役割発揮へ議論と具体化をお願いしたい。」と述べました。

●政策、雇用対策、広報・宣伝の3つの班

当面の取り組みと役割分担が、野村幸裕事務局長より提案されました。大きく3つの班に分担、

【政策班】経済や雇用対策など、政府要請の具体化など、【雇用対策班】労働相談強化（定例化など）、非正規労働者実態調査、ワンストップ雇用・生活相談、ハンドブック（ウェブ含む）、雇用を守るため労働組合加入促進などを組織内外で具体化する。【広報・宣伝班】ニュースなどによる全国の取り組みの情報発信、SNS活用、ホームページ管理強化、街頭宣伝、ウェブ会議、全労連のウェブ番組の研究などを進めることを確認しました。また、9日に行った単産代表者会議に加え、全労連と地方組織ブロック別会議（ウェブ）を検討することとしました。

本部会議は、次回、5月12日（11時）に開催することとし、事務局の中で具体化していくこととしました。

【短信】

◆コロナ特殊勤務手当 日額 3000 円支給回答

大阪府関係職員労働組合は、①コロナ病棟勤務の医師・看護師・技師・看護助手に対し、月額2万5千円（緊急事態宣言下において日額3,000円）を支給、②コロナ患者の治療・看護、病原体の検査等、患者対応した職員に対し、日額1,000円（緊急事態宣言下、日額3,000円）を4月1日に遡って実施すると回答させました。府職労は、3月3日現行360円の特殊勤務手当の大幅増額を要求していました。緊急時だからこそ現場の状況を把握し、労働条件を向上させること。労働組合への加入を呼びかけています。

府職の友号外 2020.4.15号より

◆コロナ特別休暇（有給）新設

日本医労連は、医療従事者を守りも国民の命を守るためのコロナ対応に関する労使合意をすすめています。

○北海道・三重 厚生連労組 →濃厚接触者への自宅待機および学校等の休校・休園に伴う休暇（有給）

○徳島県厚生連労組 →感染性疾患に関する特別休暇（コロナ対象）（基本5日以内）5日を超える場合は更に医師の診断書を基に付与日数変更

○全 JCHO 病院労組 →①職員またはその家族に発熱等の風症状が見られ、やむを得ないと認められる場合。

②学校等の臨時休校でやむを得ないと認められた場合。③準用する検疫法で停留の対象となった場合。

○全労災 →①職員が罹患または疑いで隔離等により出勤できない場合 →特別有給休暇、②職員とその同居人、近隣者が罹患/疑いで出勤できない場合 →義務免除、③罹患患者の治療・看護に従事した職員 →特殊勤務手当（日額 320 円支給）

日本医労連 mail NewS 2020.4.16より